



静岡県警をかたる偽サイトに注意！

【ニセ：県警ホームページ】



静岡県警察
SHIZUOKA PREF. POLICE

Aa 文字サイズ・色合いの変更

ふりがな

> Foreign language

> 目的別で探す

> サイトマップ

検索

ホーム

県警について

暮らしの安全

交通安全

申請・手続き

オンライン相談

在宅捜査の申請

氏名番号 検索

県警について

暮らしの安全

交通安全

申請・手続き

オンライン相談

在宅捜査の申請

氏名番号 検索

運転免許申請

正規サイトがない「オンライン相談」
「在宅捜査の申請」「氏名番号 検索」ボタン

指示された番号を入力すると

あなたの名前・住所が
記載された
**逮捕状・
守秘義務命令書**
等が表示されます。

警察がウェブサイトで
「逮捕状等を見せる」
「お金を求めること」
は絶対にありません。

資産凍結令

氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇〇〇
住居 〇〇〇〇

上記の者に対する〇〇〇〇被疑事件について、2026（令和8年）年8月14日静岡地方裁判所検察官検事がした凍結の申請に対し、当裁判所は、次の通り決定する。

理由

上記の裁判所 2025 年（令和7年）第 000712 号、被疑者〇〇〇〇は、
■容疑者によるマネーロンダリング事件に関与し、我が国の組織的犯罪処罰法第 10 条の規定に違反するため、被疑者〇〇〇〇名義の銀行口座を通して口座内の資金の利用状況を報告しなければならない。よって被疑者の資産状況を潔白と証明するために金融庁マネーロンダリング対策機関は全ての資金を調査する必要があると判断し、この通知を発行する。マネーロンダリングによる不正資金を含むかどうかにかかわらず、被疑者は、土地、家、車、預金、投資、給与収入などを含む全ての資産情報を準備の対象とする必要がある。また我が国の婚姻法に従って、夫婦が婚姻中に取得した財産は夫婦の共同所有とし、夫婦が同等の権利を有すると規定されており、裁判所は法律に従い、財産目録を作成し、調査及び財産の状況を説明し、証拠の確保のために凍結する。

2026（令和8年）年8月14日

静岡地方裁判所

検察官検事

毛利 正志